

山梨県公報

第四百四十八号

令和六年

二月十五日

木曜日

目次

告示

- 簡易な手続により提供することができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示……………四五
- 山梨県産業技術センター諸収入条例別表の規定による知事の定める額の一部改正……………四五
- 建築基準法に基づく道路位置指定……………四六
- 県税等の収納事務の委託……………四六
- 随意契約の相手方の決定について……………四七
- 土地改良区役員の退任……………四八
- 公共測量の終了……………四八
- 開発行為に関する工事の完了について……………四八
- 一般競争入札について……………四八
- 公安委員会……………五〇
- 刑事訴訟法第八十九条第一項及び第九十九条第二項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則……………五〇

告示

山梨県告示第二十八号

簡易な手続により提供することができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年二月十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

簡易な手続により提供することができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示

簡易な手続により提供することができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称

称等(令和五年山梨県告示第一百十号)の一部を次のように改正する。
本則第二号の表に次のように加える。

二十 林業架線作業主任者
免許講習修了試験

科目別得点及び総
合得点

試験結果通知日か
ら一か月間

専門学校山梨
県立農林大学
校富士川キャンパス

附則

この告示は、公布の日から施行する。

山梨県告示第二十九号

山梨県産業技術センター諸収入条例別表の規定による知事の定める額(昭和六十一年山梨県告示第百十六号)の一部を次のように改正し、この告示の日から適用する。

令和六年二月十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

1(1)の表を1(2)の表とし、1(1)の表として次の一表を加える。

(1) 産業技術に関する設備及び機器

種別	区分	項目	単位	金額
機械、電子等に係る産業技術に関する産業技術に関連するもの	試験・分析機器	紫外可視分光光度計	1時間	1,550円
	試料調整機器	精密自動試料切断機	1時間	1,490円
	材料試験機器	分析機能付き電子顕微鏡	1時間	2,550円
加工機器	加工機器	レーザー加工機	1時間	1,710円
	化学試験・分析機器	エネルギー分散型蛍光エックス線分析装置	1時間	1,370円

	量		
	顕微付き赤外分光光度計	1時間	3,340円

2(1)の表機械、電子等に係る産業技術に関連するものの部の前に次のように加える。

研磨・宝飾に係る産業技術に関連するもの	機器分析	紫外可視分光光度計による測定	1スベクトル	1,890円
---------------------	------	----------------	--------	--------

2(1)の表機械、電子等に係る産業技術に関連するものの部化学試験・分析の款エックス線回折試験の項の前に次のように加える。

エネルギー分散型蛍光エックス線分析装置による測定			1件	2,390円
--------------------------	--	--	----	--------

2(1)の表機械、電子等に係る産業技術に関連するものの部化学試験・分析の款エックス線回折試験の項の次に次のように加える。

顕微付き赤外分光光度計による測定			1件	8,910円
------------------	--	--	----	--------

2(1)の表機械、電子等に係る産業技術に関連するものの部電子顕微鏡試験の款電子顕微鏡(E.P.M.A)による面線定性分析の項の次に次のように加える。

分析機能付き電子顕微鏡による像観察			1件	3,990円
分析機能付き電子顕微鏡による元素分析			1件	4,980円

山梨県告示第三十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所

(峡北支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。
令和六年二月十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定の年月日 令和六年二月二日
- 二 指定道路の位置 南アルプス市寺部字中西千番二、千二百番六
- 三 指定道路の幅員 最大六・〇メートル 最小六・〇メートル
- 四 指定道路の延長 八十・〇三メートル

公 告

● 県税等の収納事務の委託

地方自治法施行令(昭和二十二政令第十六号)第五百五十八条の二第一項の規定により、次のとおり県税等の収納の事務を委託した。
令和六年二月十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 コンビニエンスストアを通じてする収納事務

1 委託事務の範囲

法人二税等(法人県民税、法人事業税、地方法人特別税、特別法人事業税)、個人事業税、不動産取得税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、自動車税、自動車税種別割、鉦区税に係る本税、延滞金及び加算金についてコンビニエンスストアの店舗を通じて収納し、その収納金を指定金融機関(山梨県財務規則(昭和三十九年規則第十一号)第二百四条第一項に定めるものをいう。)に払い込み、その収納情報を山梨県に提供する事務

2 委託の相手方(コンビニエンスストアを通じて収納代行業務を行う会社)

- 山梨県甲府市丸の内一丁目二十番八号 株式会社山梨中央銀行
- 東京都中央区日本橋本石町四丁目六番七号 地銀ネットワークサービス株式会社
- 3 委託の期間 令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで
- 4 提携コンビニエンスストア本部

所在地及び名称

東京都港区港南一丁目八番二十七号 株式会社 M M K 設置店
社しんきん情報サービス

チェーン名

北海道札幌市中央区南九条西五丁目四百二十一番地 株式会社セイコーマート

セイコーマート、ハマナスクラブ、ハセガワストア及びタイエー

東京都千代田区二番町八番地八 株式会社セブンイレブン・ジャパン

セブンイレブン

東京都港区芝浦三丁目一番地二十一号 株式会社ファミリーマート

ファミリーマート

広島県広島市安佐北区安佐町大字久地六百六十五番地の一 株式会社ポプラ

ポプラ、くらしハウス、スリーエイト及び生活彩家

東京都千代田区神田錦町一丁目一番地 ミニストップ株式会社

ミニストップ

東京都千代田区岩本町三丁目十番一号 山崎製パン株式会社

デイリーヤマザキ、ニューヤマザキ、デイリーストア、ヤマザキデイリーストア及びヤマザキスペシャルトナーショップ

東京都品川区大崎一丁目十一番二号 株式会社ローソン

ローソン及びローソンストア一〇〇

二 スマートフォン等の電子機器による決済サービスを通じてする収納事務

1 委託事務の範囲

法人二税等（法人県民税、法人事業税、地方法人特別税、特別法人事業税）、個人事業税、不動産取得税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、自動車税、自動車税種別割、釧路税に係る本税、延滞金及び加算金について四に掲げるスマートフォン等の電子機器による決済サービスを通じて収納し、その収納金を指定金融機関（山梨県財務規則（昭和三十九年規則第十一号）第二百四十四条第一項に定めるものをいう。）に払い込み、その収納情報を山梨県に提供する事務

2 委託の相手方（スマートフォン等の電子機器による決済サービスを通じて収納代行業務を行う会社）

山梨県甲府市丸の内一丁目二十番八号 株式会社山梨中央銀行
 東京都中央区日本橋本石町四丁目六番七号 地銀ネットワークサービス株式会社
 3 委託の期間 令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで
 4 利用することができるスマートフォン等の電子機器による決済サービス

決済サービスを提供する事業者の所在地及び名称	決済サービスの名称	対象期間
東京都千代田区紀尾井町一番三三三号 東京ガーデントラス紀尾井町 紀尾井タワー PayPay株式会社	PayPay	令和五年四月一日から令和五年六月三十日まで
東京都品川区西品川一丁目一番一号 LINE Pay株式会社	LINE Pay	令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和六年二月十五日

山梨県知事 長崎 幸太郎

一 随意契約に係る役割

- (一) 名称 人事給与福利厚生システム改修業務
- (二) 数量 一式
- 二 契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地
 - (一) 名称 山梨県DX・情報政策推進統括官
 - (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日 令和六年一月五日
- 四 随意契約の相手方の氏名及び住所
 - (一) 名称 株式会社YSK eicom

- (二) 住所 山梨県甲府市湯田一丁目十三番二号
五 契約金額 三千五百四十四万八千五百円
六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
七 随意契約によることとした理由

本改修業務は、山梨県の人事給与制度および人事給与福利厚生システムのデータベース構造やプログラムの仕様を熟知したうえで、改修業務を行うことが求められる。株式会社 Y S K e i c o m は人事給与福利厚生システムの再構築事業者であり、再構築から現在まで一貫して維持管理業務を受託し、かつ他の改修業務についても受託しており、システムのデータベース構造やプログラムの仕様を熟知している唯一の事業者であることから同社と随意契約を締結することとした（地方公共団体の物品等又は特定業務の調達手続の特例を定める政令（平成七政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号）。

● 土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、徳島堰土地改良区から次のとおり役員が退任した旨届出があった。

令和六年二月十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 退任

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事	功刀 勝之	韮崎市神山町武田六百三十八番地	令和六年一月三十一日

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により山梨市から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年二月十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（道路三次元データ計測）
二 測量の地域 山梨県山梨市の一部

三 測量の期間 令和五年六月八日から令和五年十一月三十日まで

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第二項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和六年二月十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 南都留郡鳴沢村字大坂七千二百二十二番一、七千二百二十二番三から七千二百二十二番六まで、七千二百二十三番一、七千二百二十三番八、七千二百二十三番十一、七千二百二十四番の一部、七千二百二十五番三及び七千二百二十五番四の一部の区域
二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 山梨県南都留郡鳴沢村七千二百二十三番地一 株式会社河口湖梱包流通 代表取締役 松浦 潤一

教育委員会

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和六年二月十五日

山梨県教育委員会

教育長 降 旗 友 宏

一 一般競争入札に付する事項

1 調達をする借入物品等の名称及び数量

(一) 名称 ソフトウェアライセンス (Microsoft 365 A5)

(二) 数量 一式

2 調達をする借入物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書で定める内容等であること。

3 借入期間 令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日まで

4 納入場所 山梨県教育委員会教育長が指定する場所

二 事務を担当する所属 山梨県教育庁総務課教育企画室

三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、

この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

1 次のいずれにも該当しない者であること。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第一項各号のいずれかに該当する者

(二) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの

(三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二條第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第六十七條の四第一項第三号に該当する者を除く。）

(四) 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）

(五) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

(六) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

2 令和五年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等（令和五年山梨県告示第九十三号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

四 一般競争入札の参加資格の審査

1 申請の時期 この公告の日の翌日から令和六年三月十二日（火）まで（山梨県の休日を含め、平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参により提出すること。

郵便番号四〇〇一八五〇 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県教育庁総務課教育企画室

五 入札手続等

1 契約条項を示す場所等 この公告の日の翌日から令和六年三月一日（金）までの

日（県の休日を除く。）の午前九時から午後五時まで、四三に掲げる場所において一般の縦覧に供する。なお、本件に係る入札説明会は実施しない。

2 入札説明書の交付方法 この公告の日の翌日から令和六年三月一日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、四三に掲げる場所において直接交付する。なお、入札説明書の交付を希望する者は、事前に六九（三）の問合せ先に電話連絡すること。

3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

4 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 令和六年三月二十六日（火）午前十時

(二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁防災新館三階三〇一会議室

5 郵送による入札書の提出先及び期限 四三に掲げる場所宛てに令和六年三月二十五日（月）午後五時までに到着するように送付すること。

6 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があつたとき。

(三) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によつて必要事項を確認し難いとき。

(四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

7 落札者の決定方法 山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十七條第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

六 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語

(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 規則第八八條の二第二号の規定により、これを免除する。ただし、落札者が指定した期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消し、規則第二十條第一項の規定により、違約金を徴収するものとする。

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九九條の二の規定に該当する者は、これを免除する。

- 4 違約金の有無 有
 - 5 最低制限価格の有無 無
 - 6 前払金の有無 無
 - 7 契約書作成の要否 要
 - 8 長期継続契約 この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成十七年山梨県条例第九十号）に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することがある。
 - 9 その他
 - (一) 落札者が契約締結までの間に、三に掲げる参加資格のうち一つでも満たさなくなつた場合は、契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。
 - (二) 詳細は、入札説明書による。
 - (三) 問合せ先 山梨県教育庁総務課教育企画室（電話〇五五―二二三―一七五〇）
- ※ Summary
- 1 Nature and quantity of the products to be procured: Software License (Microsoft365 A5) User Agreement lset
 - 2 Date and time for tender: 10:00AM March 26, 2024
 - 3 Bureau in charge: Education Bureau General Affairs Division, Yamanashi Prefectural Board of Education 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8504 Japan TEL 055-223-1750

公安委員会

山梨県公安委員会規則第二号

刑事訴訟法第八十九条第一項及び第九十九条第二項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年二月十五日

山梨県公安委員会

委員長 高橋 英 尚

刑事訴訟法第八十九条第一項及び第九十九条第二項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則

刑事訴訟法第八十九条第一項及び第九十九条第二項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則（昭和三十七年山梨県公安委員会規則第五号）の一部を次のように

改正する。
第二条中「司法警察員」の下に「及び同法第二百一条の二第一項に規定する逮捕状に代わるものの交付を請求することができる司法警察員」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。